

経 済 産 業 省

20210625製局第1号
令和3年7月6日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和3年6月24日付け警察庁丙組組企発第170号、警察庁警備局長から令和3年6月24日付け警察庁丙備企発第126号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和3年6月18日付け外務省告示第210号及び令和3年6月24日付け外務省告示第216号により、国家公安委員会委員長が令和3年6月18日付け国家公安委員会告示第30号及び令和3年6月24日付け国家公安委員会告示第32号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組企発第 170 号
警察庁丙備企発第 126 号
令和 3 年 6 月 24 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 148）

この度、別添のとおり、「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 3 年 6 月 18 日付け外務省告示第 210 号）及び「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 3 年 6 月 24 日付け外務省告示第 216 号）並びに「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」（令和 3 年 6 月 18 日付け国家公安委員会告示第 30 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和 3 年 6 月 24 日付け国家公安委員会告示第 32 号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者が追加されるとともに、当該者に係る記載事項の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I Lその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対
象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第二百十号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和三年外務省告示第百五
十八号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百
六十七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第十七日に行つた決
号に基き設立された各理事会委員会が令和三年六月十七日に行つた決
定等に基き、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百十三
号8（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千
九百八十九号1（a）、第二十千二百五十三号2（a）及び第二千二百五十
五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次の
ように改正する。

令和三年六月十八日
外務大臣 茂木 敏充
（以下「対象規定」という。）は、これを加える。二重傍線を付した規

改正	増
<p>(別表)</p> <p>1. ～787. [同左]</p> <p>[新設]</p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～787. [略]</p> <p><u>788. MOHAMMAD ALI AL HABBO</u> <u>(original script: محمد علي الحبو)</u> <u>(a. k. a. : (a) Mohamad Abdulkarim (b) Muhammad Abd-al-Karim (c) Al-Hebo (d) Al-Habu (e) Alhobo (f) Habo (g) Hebo (h) Habu)</u> 称号：不明 役職：不明 生年月日：<u>(a) 1983年10月1日 (b) 1983年3月15日 (c) 1980年1月1日</u> 出生地：<u>Raqqa, Syrian Arab Republic</u> 国籍：<u>シリア・アラブ共和国</u> 旅券番号：<u>シリア旅券 00814L001424</u> ID番号：<u>(a) シリア IDカード 10716775 (b) シリア IDカード 2020316097 (c) シリア IDカード 2020409266</u> 住所：<u>(a) Gazantiep, Turkey (2016年以降) (b) Raqqa, Syrian Arab Republic</u> 国連制裁委員会による指定日：<u>2021年6月17日</u> その他の情報：<u>Turkey-based facilitator who provides financial services to, or in support of, Islamic State in Iraq and the Levant, listed as Al-Qaida in Iraq (4</u></p>

<p>53. に指定した団体)。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals</p>	<p>「]」の記載を削除する旨の連絡を各関係機関へ送付した。また、関係機関からの連絡も確認済み。</p>
---	---

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○ 外務省告示第二百十六号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和三年外務省告示第二百十七号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十号に基づき設立された各理事会委員会が令和三年六月十七日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千九百八十九号1(a)、第千二百五十号2(a)及び第千二百五十五号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体のうち、令和三年外務省告示第二百十号により加えられたものを次のように改正する。

令和三年六月二十四日 外務大臣 茂木 敏充
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

名 出 発	名 出 発
<p>(別表)</p> <p>1. ～787. [略]</p> <p>788. <u>モハンマド・アリ・アル・ハッボ</u> (別名: (a)モハマド・アブドウルカリム (b)ムハンマド・アブド・アル・カリム (c)アル・ヘボ (d)アル・ハブ (e)アルホボ (f)ハボ (g)ヘツボ (h)ハブ)</p> <p><u>MOHAMMAD ALI AL HABBO</u> (original script: محمد علي الحبو) (a. k. a. : (a)Mohamad Abdulkarim (b)Muhammad Abd-al-Karim (c)Al-Hebo (d)Al-Habu (e)Alhobo (f)Habo (g)Hebbo (h)Habu)</p> <p>称号: 不明 役職: 不明 生年月日: (a)1983年10月1日 (b)1983年3月5日 (c)1980年1月1日 出生地: Raqqa, Syrian Arab Republic 国籍: シリア・アラブ共和国 旅券番号: シリア旅券 00814L001424 ID番号: (a)シリア IDカード 10716775 (b)シリア IDカード 2020316097 (c)シリア IDカード 2020409266 住所: (a)Gazantiep, Turkey (2016年以降) (b)Raqqa, Syrian Arab Republic</p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～787. [同左]</p> <p>788.</p> <p><u>MOHAMMAD ALI AL HABBO</u> (original script: محمد علي الحبو) (a. k. a. : (a)Mohamad Abdulkarim (b)Muhammad Abd-al-Karim (c)Al-Hebo (d)Al-Habu (e)Alhobo (f)Habo (g)Hebbo (h)Habu)</p> <p>称号: 不明 役職: 不明 生年月日: (a)1983年10月1日 (b)1983年3月15日 (c)1980年1月1日 出生地: Raqqa, Syrian Arab Republic 国籍: シリア・アラブ共和国 旅券番号: シリア旅券 00814L001424 ID番号: (a)シリア IDカード 10716775 (b)シリア IDカード 2020316097 (c)シリア IDカード 2020409266 住所: (a)Gazantiep, Turkey (2016年以降) (b)Raqqa, Syrian Arab Republic</p>

<p>国連制裁委員会による指定日：2021年6月17日 その他の情報：<u>イラクのアル・カーイダ(453. に指定した団体)</u>としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL) に対する<u>金銭的サービス又はこの団体を支援する金銭的サービスを提供する、トルコを拠点とする便宜供与者。</u> 同人に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書の <u>ウェブ・リンク</u>：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals</p>	<p>国連制裁委員会による指定日：2021年6月17日 その他の情報：<u>Turkey-based facilitator who provides financial services to, or in support of, Islamic State in Iraq and the Levant, listed as Al-Qaida in Iraq (453. に指定した団体)</u>。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書の <u>ウェブ・リンク</u>：www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals</p>
<p>備考 米中 [] の記号は右向き矢印と見做すこと。</p>	

○ 国家公安委員会告示第三十号

次の国際テロリズム及び、国際連合安全保障理事會決議第六十七号等及びその設置された委員會の作成する各簿に記載されたので、国際連合安全保障理事會決議第六十七号等及び我が國が実施する国際テロリズムの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月十八日

国家公安委員長 小池木八郎

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人

氏名 MOHAMMAD ALI AL HABBO

(original script: محمد علي الحبو)

別名 (a) Mohamad Abdulkarim (b) Muhammad Abd-al-Karim (c) Al-Hebo (d) Al-Habu (e) Alhobo

(f) Habo (g) Hebo (h) Habu

称号 不明

役職 不明

生年月日 (a) 1983年10月1日 (b) 1983年3月15日 (c) 1980年1月1日

出生地 Raqqa, Syrian Arab Republic

国籍 シリア・アラブ共和国

旅券番号 シリア旅券00814L001424

住所 (a)Gazantiep, Turkey (2016年以降) (b)Raqqa, Syrian Arab Republic

名簿に記載された年月日 2021年6月17日

名簿記載者公告番号 QI-301

その他参考となるべき事項 Turkey-based facilitator who provides financial services to, or in support of, Islamic State in Iraq and the Levant, listed as Al-Qaida in Iraq (QE-48)。ID番号：(a)シリアIDカード10716775 (b)シリアIDカード2020316097 (c)シリアIDカード2020409266。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

○ 国家公安委員会公告第三十三号

次の公告国際テロリズム及び人権、公的サービス、公的サービス、公的サービスの提供、国際連合安全保障理事会の決議第1156、1157、1158号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリズムの根絶等の実施に関する特別措置法（平成二十六年法律第百一十号）第三章第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月十号

国家公安委員会委員長 小池木八郎

1 名簿記載者公告番号QI-301（モハンマド・アリ・アル・ハッボ（MOHAMMAD ALI AL HABBO））

(1) 変更前

氏名 MOHAMMAD ALI AL HABBO

(original script: محمد علي الحبو)

別名 (a) Mohamad Abdulkarim (b) Muhammad Abd-al-Karim (c) Al-Hebo (d) Al-Habu (e) Al hobo (f) Habo (g) Hebo (h) Habu

その他参考となるべき事項 Turkey-based facilitator who provides financial services to, or in support of, Islamic State in Iraq and the Levant, listed as Al-Qaida in Iraq (QE-48)。ID番号：(a) シリアIDカード10716775 (b) シリアIDカード2020316097 (c) シリアIDカード2020409266。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特

別手配書のウェブ・リンク：www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

(2) 変更後

氏名 モハンマド・アリ・アル・ハッボ (MOHAMMAD ALI AL HABBO)

(original script: محمد علي الحبو)

別名 (a)モハマド・アブドウルカリム (Mohamad Abdulkarim) (b)ムハンマド・アブド・アル・カリム (Muhammad Abd-al-Karim) (c)アル・ヘボ (Al-Hebo) (d)アル・ハブ (Al-Habu) (e)アルホボ (Alhobo) (f)ハボ (Habo) (g)ヘッボ (Hebbo) (h)ハブ (Habu)

その他参考となるべき事項 イラクのアル・カーイダ (QE-48) としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL) に金銭的サービスを提供する、またはこの団体を支援する、トルコを拠点とする便宜供与者。ID番号：(a)シリアIDカード10716775 (b)シリアIDカード2020316097 (c)シリアIDカード2020409266。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals